

Q身寄りのない認知症独居高齢者の支援について

数時間前の事を忘れるといった記憶障害があり認知症を疑っています。受診が必要だが、かかりつけ医はなく、家族とは疎遠で引率者がいません。

医師から治療や検査の同意など判断を求められた場合、ケアマネジャーは本人の意思決定代理人となり得ますか。もし代理人となり得るとすれば法的根拠があれば示してください。

アドバイザーからのメッセージ（行政）

ケアマネジャーの法的根拠はない。法律に関する相談は「鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター」に相談できますので利用してはいかがでしょうか。

認知症を疑うケースの場合、包括支援センターが実施している認知症初期集中支援事業を利用するのも一つの方法と考えます。

アドバイザーからのメッセージ（社会福祉士）

ケアマネジャーはこの場合、本人の意思決定代理人にはなれません。

アドバイザーからのメッセージ（主任ケアマネジャー）

いまの時点では認知症の程度はわかりません。判断能力が残っているならばまずは受診の同意を得て受診介助してみたらどうでしょうか。その方法等については経済力なども関係するので判断すればよいでしょう。また最近では、どの地域でも「身寄りのない人」問題が課題になっています。その為にいろいろな取り組みがされていると思います。権利擁護センターや福祉事務所等に相談してみたらどうでしょうか。